

平成 23 年 11 月 25 日
消 費 者 庁

留学サービスに関する新たな認証制度について

「留学あっせんサービス」に関して、新たな自主ルールが作成されるとともに、そのルールの第三者認証機関として、一般社団法人「留学サービス審査機構」が設立され、本日 11 月 25 日から認証制度を開始しました。

これは、関連する事業者団体及び消費者団体による検討を踏まえたもので、消費者庁はこれまでそれらの検討に対して消費者利益の確保の観点から助言を行ってきました。今後も、この認証制度の周知に協力し、また、この制度の運用に対しても、助言をするなど必要な協力をしてまいります。

いわゆる「留学あっせんサービス」に関しては、依然として、多岐にわたる消費者トラブルが各地の消費生活センター等に寄せられています（2009 年度：445 件、2010 年度：517 件、2011 年度 11 月まで：178 件）。また、これまでも、平成 20 年のゲートウェイ 21 社や平成 22 年のサクシーオ社の倒産の際に、消費者問題として大きく取り上げられてきたところです。

このため、消費者庁では、昨年サクシーオ社の倒産を契機に、消費者への注意喚起を行う一方、留学サービスの事業者団体（一般社団法人 海外留学協議会 (JAOS)、留学・語学研修等協議会 (CIEL)）と、留学に関する消費者相談や紛争処理を専門に行う消費者団体（NPO 法人 留学協会）に対し、これらの課題への対応を共同して議論するよう呼び掛けてきました。

これら 3 団体では、これまでの議論を踏まえ、今般、別添のとおり、消費者が適正な事業者を選択できるよう、新たな自主ルールを作成しました。さらには、第三者によるチェック機能の必要性から、そのルールへの適合性の第三者認証を行う機関として、新たに一般社団法人「留学サービス審査機構」を設立し、本日 11 月 25 日より認証制度を開始しました。

（留学サービス審査機構ホームページ <http://www.jcross.or.jp>）

消費者庁としましては、関係省庁とも連携をしながら、この検討に対して消費者利益の確保の観点から様々な助言をし、その結果、この認証制度の開始に至りました。今後も、消費者が適正な事業者を選択でき、また、留学サービス業の適正化が図られるよう、この認証制度の周知等に協力するとともに、この制度の運用に対しても、助言をするなど必要な協力をしてまいります。

別添 留学サービス審査機構による報道発表資料

(留学サービス認証基準(別紙1)、留学サービス審査機構の概要(別紙2)含む。)

本件に関する問合せ先 消費者庁 消費者政策課 川上、石井 TEL : 03-3507-9188
--